

社会福祉法人大阪市天王寺区社会福祉協議会

非常勤役員の報酬等に関する規程

制定：平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪市天王寺区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、非常勤役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、非常勤役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給等)

第3条 非常勤役員については、報酬を支給しない。

2 非常勤役員が、法人業務を行う場合に必要な証明書費用等については実費を弁償する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。